

## 01-017

## 周産期からの妊婦・赤ちゃん歯科支援

谷口 健一郎、大畑 正人、北村 義久、吉田 美香

医療法人 榎の木 さわやか 歯科

私たちは保育園の歯科検診にて子どもたちの口腔内の変化に気が付き、約15年350回の講演をあちこちで続け、奈良県子ども家庭局、児童相談所、児童福祉課、児童養護施設へ一時保護所、児童養護施設等の歯科検診を依頼する。北村義久先生主宰の多職種での「ネグレクトを知る会」に参加し児童養護施設歯科ボランティア（児童養護3施設、乳児院）を開始し、奈良県と奈良県歯科医師会協働の児童虐待予防マニュアル（奈良県、奈良県歯科医師会ホームページ）を作成した、橿原市の子ども発達支援センター（かしの木園）での歯科支援を市から依頼され開始、酒本産婦人科で妊婦歯科健診をボランティアで開始し現在は市が妊婦歯科健診無料券配布に至る。児童虐待死の多くが0歳児そして0か月児に多くみられることと歯周病の悪化により早産・低体重児の確立も高くなる、これらは母子対面が遅くなることによる母性発現と母性確立もできにくくなるために児童虐待にもつながると考え、周産期からの歯科からの見守りや支援が大切だと思われる。妊婦歯科健診の目的と必要性は、1. 妊婦さんの歯周病予防（早産・低体重児予防に繋がり一子ども発達の問題を抱える可能性が減少一児童虐待の可能性も減少）2. 妊娠期間に赤ちゃんのお口の管理理解（鼻呼吸へのお口の機能発達と虫歯予防の支援）3. 死に至る児童虐待の多くが0歳児に！（授乳行動で愛情ホルモンが出る一虐待予防）今、周産期では母子どもの歯科からの知識を出産後からは母となるのを歯科衛生士や管理栄養士や作業療法士などとともに支援し、赤ちゃんのポジショニングから鼻呼吸や発達を促し睡眠や離乳食などの相談にもものりながら発達支援を続けている。